

#### 7 リハビリテーション施設の運營業務

リハビリテーション施設については、入所者の自立更生の援助という目的に応じた、より効果的な運営を行うとともに、入所者個々の状況に応じた適切な生活・健康管理の下で軽作業に従事させることにより自立能力の確立を図りつつ、カウンセリング、就職指導等を行うことにより、中期目標期間中に、社会復帰率を25%以上(※)とすること。

(※参考：平成10～14年度実績 21.0%)

#### 8 納骨堂の運營業務

産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価を80%以上得ること。

(別紙2)

## 独立行政法人産業安全研究所中期目標（目標設定関係抜粋）

### 第1 中期目標の期間

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成13年4月から平成18年3月までの5年とする。

### 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

#### 4 成果の積極的な普及・活用

##### (1) 学会発表等の促進

中期目標期間中における学会発表及び論文発表（行政に提出する災害調査報告書を含む。）の総数を、それぞれ300回以上及び200報以上とすること。

(別紙3)

## 独立行政法人産業医学総合研究所中期目標（目標設定関係抜粋）

### 第1 中期目標の期間

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成13年4月から平成18年3月までの5年とする。

### 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

#### 4 成果の積極的な普及・活用

##### (1) 学会発表等の促進

中期目標期間中における学会発表及び論文発表（行政に提出する災害調査報告書を含む。）の総数を、それぞれ1,000回以上及び400報以上とすること。